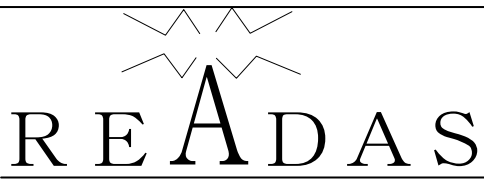


第 4525 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 7月12日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 金銭債権の評価損

**Q**：金銭や預金などの金銭債権については、評価損を計上することができないのですか？

**A**：評価損を計上することはできません。

### 【解説】

法人税では、取得原価主義を採用していますので、原則として、資産の評価損は損金に算入することができず、特別な場合にのみ損金算入を認めています。

特別な場合とは、法人の有する資産が災害により著しい損傷を受けた場合や更生計画認可の決定があったことにより会社更生法等の規定に従って評価替えを行う場合、その他これらに準ずる一定の事実が生じた場合に、その資産の評価替えをしたときや評価替えの部分につき損金経理により帳簿価額を減額したときに、その減額した金額のうち、評価替え直前の資産の帳簿価額と評価替えをした事業年度終了の日におけるその資産の価額との差額に達するまでの金額を、その評価替えをした事業年度の損金に算入できるとしています。

ところで、現金や預金などの債権について、評価損の計上ができるかということですが、金銭債権（預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権）については、企業会計原則において評価損の対象としていないことから、法人税でも、原則として、対象にしないこととしています。したがって、これらの金銭債権について評価損を計上することは認められないこととなります。

